

消防機関と原子力事業者との消防活動に関する連携強化のあり方検討会 開催要綱

(目的)

第1条 原子力施設における火災等の発生時に、消防機関がより安全かつ的確に消防活動が行えるよう、消防機関と原子力事業者の火災訓練などの連携の現状について調査し、今後の両者のより円滑な連携強化のあり方について検討を行うため、「消防機関と原子力事業者との消防活動に関する連携強化のあり方検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、概ね次の事項について検討を行う。

- (1) 連携に関する現況調査（消防機関・事業者双方）に関すること
- (2) 原子炉等規制法等に基づく火災防護対策に関すること
- (3) 連携強化のための課題及び改善点等に関すること

(検討会)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁特殊災害室長が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置く。座長は検討会の委員の互選によって選出する。
- 3 座長は、検討会を総括する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会にオブザーバーとして関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会は原則公開・公表とする。なお、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。
- 6 検討会の審議の必要に応じて、外部の有識者等に意見を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 検討会に係る庶務は、消防庁特殊災害室で処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

- 2 検討会には、その委員の代理者の出席を認める。

附 則

この要綱は、平成28年8月8日から施行する。